

揭示期間 8.26-9.4

新潟市告示第 5 7 5 号

市税に関する納期限等の延長について

新潟市市税条例（昭和 3 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条の 2 第 1 項（災害等による期限の延長）の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る納期限等が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

新潟市長 中原 八一

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町